

卷末資料

1. 策定の経緯

年月日	事項	備考
平成27年3月23日(水)	菊池市景観計画検討委員会条例制定	平成27年4月1日施行
平成27年7月7日(木)	委託業務着手	
平成27年9月17日(木)	市民対象アンケート調査の実施	平成27年9月30日(水)期限
平成27年10月28日(金)	菊池市景観計画検討委員会委員の公募	平成27年11月20日(金)期限
平成27年10月28日(金)	景観まちづくりワークショップ開催予定公表、参加者募集開始	平成27年11月20日(金)期限
平成27年11月27日(金)	事業所等アンケート調査の実施	平成27年12月7日(月)期限
平成28年1月27日(水)	第1回菊池市景観計画検討委員会	
平成28年1月29日(金)	「身近な風景自慢」フォトコンテスト作品募集	平成28年3月7日(月) 期限 55作品の応募
平成28年2月3日(水)	第1回景観まちづくりワークショップ	
平成28年2月9日(火)	第13回菊池市都市計画審議会	策定経過について報告
平成28年3月9日(水)	第2回景観まちづくりワークショップ	
平成28年3月21日(月)	第2回菊池市景観計画検討委員会	
平成28年3月21日(月)	菊池市景観まちづくりシンポジウム	
平成28年6月2日(木)	第3回菊池市景観計画検討委員会	
平成28年7月20日(水)	第3回景観まちづくりワークショップ	
平成28年7月30日(土)	第4回菊池市景観計画検討委員会	
平成28年8月25日(木)	第4回景観まちづくりワークショップ	
平成28年9月21日(木)	第5回景観まちづくりワークショップ	
平成28年10月5日(水)	第5回菊池市景観計画検討委員会	
平成28年11月1日(火)	「身近な風景自慢」フォトコンテスト作品募集	平成28年1月27日(金) 期限 40作品の応募
平成28年12月1日(木)	第6回菊池市景観計画検討委員会	
平成29年2月26日(日)	菊池市景観まちづくりシンポジウム	熊本県地域景観セミナーと共催
平成29年3月21日(火)	菊池市景観条例制定	
平成29年6月1日(木)	景観行政団体へ移行	
平成29年7月1日(土)	「身近な風景自慢」フォトコンテスト作品募集	平成29年9月22日(金) 期限 48作品の応募
平成29年8月2日(水)	第1回景観審議会	
平成29年10月6日(金)	パブリックコメント	平成29年11月6日(月) 期限
平成29年11月13日(月)	第18回菊池市都市計画審議会	景観計画案の意見聴取
平成29年11月29日(水)	第2回景観審議会	
平成29年12月11日(月)	菊池市景観計画の策定	

2. 景観計画検討委員会

2-1 景観計画検討委員会条例

○菊池市景観計画検討委員会条例

平成 27 年 3 月 23 日

条例第 6 号

(設置)

第 1 条 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条の規定に基づく菊池市景観計画（以下「計画」という。）に関し、総合的な観点から調査検討を行うため、菊池市景観計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討し、市長に報告する。

- (1) 計画の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の検討に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民の代表
- (3) 市内各種団体の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は第 2 条に掲げる事務が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2-2 景観計画検討委員会名簿

○菊池市景観計画検討委員会 委員

No.	氏名	所属団体等	区分
1	田中 尚人	熊本大学 准教授	学識経験者
2	柴田 祐	熊本県立大学 准教授	学識経験者
3	平成 27 年度 山内 理至 平成 28 年度 三池 繁廣	菊池市区長協議会	地域住民の代表
4	坂本 栄子	一般公募	地域住民の代表
5	上田 高啓	一般公募	地域住民の代表
6	服部 英治	菊池観光協会	市内各種団体の代表
7	川口 研五	菊池市商工会	市内各種団体の代表
8	生田 健一	熊本県建築士会菊池支部	市内各種団体の代表
9	藤本 至誠	菊池市農業委員会	市内各種団体の代表
10	今村 能子	菊池市造園業組合	市内各種団体の代表
11	渡辺 義文	菊池市御所通り景観形成協議会	市内各種団体の代表
12	松田 公伸	菊池たてもの応援団	市内各種団体の代表
13	隈部 喜美	菊池市女性の会	市内各種団体の代表
14	一ノ瀬 萌子	地域おこし協力隊	その他市長が必要と認める者
15	平成 27 年度 北原 宏 平成 28 年度 福島 祥泰	熊本県県北広域本部景観建築第一課	その他市長が必要と認める者

(事務局) 菊池市建設部 都市整備課

(オブザーバー) 経済部農政課、経済部商工観光課、教育部生涯学習課 (文化振興係)

